一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　胡桃草里沢
二　砂防法第二条の土地の表示
　山梨県南巨摩郡身延町宮木一七〇六番地内電子基準点中富を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から三十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　基準点から二四七度一九分三五秒　一一二六六・六四四メートルの地点　一号
　標柱一号から一〇六度三九分四二秒　五九・六七五メートルの地点　二号
　標柱二号から九五度一九分五九秒　一四一・二四七メートルの地点　三号
　標柱三号から一〇四度五七分四六秒　八九・九一五メートルの地点　四号
　標柱四号から九二度一七分三〇秒　一〇〇・七四〇メートルの地点　五号
　標柱五号から一〇一度四六分三九秒　一八一・六四一メートルの地点　六号
　標柱六号から一二六度〇六分五五秒　三九・二四六メートルの地点　七号
　標柱七号から一三八度一八分二五秒　五一・六五五メートルの地点　八号
　標柱八号から一五五度一七分三八秒　四五・〇九七メートルの地点　九号
　標柱九号から一七九度五九分一七秒　四三・一二六メートルの地点　十号
　標柱十号から二一六度五四分〇六秒　四八・五一四メートルの地点　十一号
　標柱十一号から二二三度二七分三七秒　三三・〇二六メートルの地点　十二号
　標柱十二号から一二八度四九分四七秒　二三・〇一九メートルの地点　十三号
　標柱十三号から一三二度〇九分二四秒　二八・五八〇メートルの地点　十四号
　標柱十四号から一三三度三七分一〇秒　七九・〇〇五メートルの地点　十五号
　標柱十五号から一九四度〇九分三五秒　一八二・三八〇メートルの地点　十六号
　標柱十六号から二〇二度二四分三三秒　八一・八四八メートルの地点　十七号
　標柱十七号から二八七度三二分四九秒　一二四・九七四メートルの地点　十八号
　標柱十八号から二八九度一七分四五秒　六五・五一七メートルの地点　十九号
　標柱十九号から三〇一度五三分五七秒　七七・〇八九メートルの地点　二十号
　標柱二十号から二二三度二四分〇〇秒　六・五〇九メートルの地点　二十一号
　標柱二十一号から二四二度五一分〇四秒　一九・五三三メートルの地点　二十二号
　標柱二十二号から一九六度二〇分四八秒　五・九六二メートルの地点　二十三号
　標柱二十三号から三〇二度〇四分〇九秒　四二・一七二メートルの地点　二十四号
　標柱二十四号から三一八度二八分五九秒　八四・五四七メートルの地点　二十五号
　標柱二十五号から二九九度三〇分二一秒　五三・四一〇メートルの地点　二十六号
　標柱二十六号から二八六度四六分〇二秒　六三・九〇〇メートルの地点　二十七号
　標柱二十七号から二九四度三〇分二四秒　二〇・四七〇メートルの地点　二十八号
　標柱二十八号から三〇一度五〇分五三秒　九三・三八八メートルの地点　二十九号
　標柱二十九号から三〇六度一一分五二秒　三九・七五三メートルの地点　三十号
　標柱三十号から三二〇度〇二分四四秒　一二〇・六七四メートルの地点　三十一号
　標柱三十一号から三〇七度五四分一〇秒　一四一・八四四メートルの地点　三十二号

○海上保安庁告示第十一号

　水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。
　平成二十七年二月十三日
　海上保安庁長官　佐藤　雄二
一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都江東区青海二丁目五番十八号
二　水路測量を実施する区域及び期間
　イ　区域
　(イ)　北緯三一度五八分二六秒東経一三二度二九分四二秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内
　(ロ)　北緯三二度二三分東経一三二度二五分〇二秒の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内
　(ハ)　北緯三一度五五分五一秒東経一三三度三四分三五秒の地点を中心とする半径一・六海里の円によって囲まれる区域内
　(ニ)　北緯三二度二二分〇五秒東経一三三度一三分〇九秒の地点を中心とする半径〇・七海里の円によって囲まれる区域内
　(ホ)　北緯三二度二五分四一秒東経一三四度〇一分五二秒の地点を中心とする半径一・〇海里の円によって囲まれる区域内
　(ヘ)　北緯三二度四九分東経一三三度四〇分の地点を中心とする半径〇・六海里の円によって囲まれる区域内
　(ト)　北緯三二度五二分一六秒東経一三四度四八分五〇秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内
　(チ)　北緯三三度二一分東経一三四度五六分四〇秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内
　(リ)　北緯三三度〇九分三七秒東経一三五度三四分一八秒の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内
　(ヌ)　北緯三三度二〇分〇二秒東経一三六度一九分五七秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内
　(ル)　北緯三三度二六分東経一三六度四〇分の地点を中心とする半径一・二海里の円によって囲まれる区域内
　(ヲ)　北緯三三度四〇分一二秒東経一三六度五九分四五秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内
　(ワ)　北緯三四度一〇分五〇秒東経一三七度二三分一〇秒の地点を中心とする半径〇・七海里の円によって囲まれる区域内
　(カ)　北緯三三度五二分三七秒東経一三七度三五分四二秒の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内
　(ヨ)　北緯三四度〇五分〇三秒東経一三八度〇七分五九秒の地点を中心とする半径一・三海里の円によって囲まれる区域内
　(タ)　北緯三四度五七分四三秒東経一三九度一五分四八秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内
　(レ)　北緯三四度二五分四六秒東経一三九度五一分五四秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内
　ロ　期間　平成二十七年三月二日から平成二十七年三月十九日まで
三　水路測量の実施方法　音響測距装置、ＧＰＳ測位装置、塩分水温深度測定装置等による海底地殻変動観測
四　航行船舶に対する安全措置
　イ　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚
　ロ　五管区水路通報第七号（平成二十七年二月二十日発行）及び十管区水路通報第七号（平成二十七年二月二十日発行）

○東北地方整備局告示第十八号

　次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、平成二十七年二月十三日から二週間一般の縦覧に供する。
　平成二十七年二月十三日　東北地方整備局長　縄田　正
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大館市立花字街道脇四番一から同市餅田字向田二〇六番まで	前	一三・五～二四・二メートル	一、二七〇メートル
	後	一五・一〇～三五・一六	二、二七七

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

○東北地方整備局告示第十九号

　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
　平成二十七年二月十三日　東北地方整備局長　縄田　正
一　施行者の名称　宮城県
二　都市計画事業の種類及び名称　石巻広域都市計画道路事業三・四・百十三号矢本門脇線及び三・二・二号門脇流留線
三　事業施行期間　自平成二十七年二月十三日至平成三十一年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　宮城県東松島市大曲字横沼、字新田、字新沼、字西田、字寺沼、字上納及び字上納前並びに石巻市門脇字元明神地内
　使用の部分　なし